

9. 犯罪被害者等

【施策の方向性】

犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について理解が深まるよう、関係機関と連携し啓発に努めます。

課題目標	① 教育・啓発活動の推進 (ア) 犯罪被害者に関する教育・啓発の推進 ② 相談・支援体制の推進 (ア) 各種関係機関との連携
------	---

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
① 教育・啓発活動の推進 (ア)	人権セミナー等による学習機会の提供	人権セミナー等の開催を通して、様々な人権課題についての学習機会を提供する。	A	人権・同和対策課
② 相談・支援体制の推進 (ア)	犯罪被害者支援事業	犯罪被害者支援の地域住民向けの広報啓発を行うと共に、総合的な対応窓口の設置に取り組む。	A	防災交通課
	相談窓口の周知、啓発	DV等で悩む方のための相談窓口の情報を広報紙やリーフレット等を利用して周知、啓発する。	A	総合政策課